

女川町地域防災計画（津波災害対策編）新旧対照表

頁	改 正（新）	現 行（旧）
	目次	目次
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策
	第1章 略	第1章 略
	第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
	第1節～第17節 略	第1節～第17節 略
	第18節 <b>家庭</b> 動物の収容対策	第18節 <b>愛玩</b> 動物の収容対策
	第19節～第30節 略	第19節～第30節 略
	第3章 略	第3章 略
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策
	第1章 災害予防対策	第1章 災害予防対策
1	第1節 基本的考え方	第1節 基本的考え方
	第1 略	第1 略
2	第2 略	第2 略
	第3 想定される津波の考え方	第3 想定される津波の考え方
	1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波、 <b>日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震津波、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震津波</b> ） 略	1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波 ） 略
	2 略	2 略
3	3 津波地震や遠地津波等（明治三陸地震津波、チリ地震津波） 略 なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや <b>想定手法の限界</b> から、想定には限界があること <b>や、被害想定を行ったもの以外の津波が発生する可能性</b> に留意する。	3 津波地震や遠地津波等（明治三陸地震津波、チリ地震津波） 略 なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと から、想定には限界があること に留意する。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																														
4	第2節 津波に強いまちの形成	第2節 津波に強いまちの形成																														
	第1～第6 略	第1～第6 略																														
5	<p><b>第7 所有者不明土地の利活用</b></p> <p>所有者不明土地の利活用は、「第3編 地震災害対策 第1章 第2節 第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。</p>	<p>(新規)</p>																														
6	第3節 海岸保全施設等の整備	第3節 海岸保全施設等の整備																														
	<p>第1 目的 略 町は、<u>宮城県が行う海岸保全施設の適正な維持管理と海岸保全事業について、その実施状況の把握と調整等を行うものとする</u> _____。</p>	<p>第1 目的 略 町は、<u>津波・高潮被害を防止・軽減するため、防災関係機関とともに海岸保全施設の適正な維持管理と海岸保全事業を推進し、津波防災対策の推進を図る。</u></p>																														
	第2 海岸保全施設等の整備	第2 海岸保全施設等の整備																														
	1～3 略	1～3 略																														
7	<p>4 海岸保全施設被災時の対策 町及び海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修_____に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p>	<p>4 海岸保全施設被災時の対策 町及び海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修<u>又は新設の際に構造上の工夫</u>に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p>																														
	<p>5 海岸保全区域の指定 県は、津波や高潮等の被害から防護する必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。 なお、町の中で海岸保全区域等に指定されているのは以下の地区である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>海岸名</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>猪落海岸</td> <td>猪落地区</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>針浜海岸</td> <td>針浜地区</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>浦宿海岸</td> <td>浦宿地区</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>大沢海岸</td> <td>大沢地区</td> </tr> </tbody> </table>	管理者	海岸名	地区名	宮城県	猪落海岸	猪落地区	宮城県	針浜海岸	針浜地区	宮城県	浦宿海岸	浦宿地区	宮城県	大沢海岸	大沢地区	<p>5 海岸保全区域の指定 県は、津波や高潮等の被害から防護する必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。 なお、町の中で海岸保全区域等に指定されているのは以下の地区である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(新規)</th> <th>海岸名</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新規)</td> <td>猪落海岸</td> <td>猪落地区</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>針浜海岸</td> <td>針浜地区</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>浦宿海岸</td> <td>浦宿地区</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>大沢海岸</td> <td>大沢地区</td> </tr> </tbody> </table>	(新規)	海岸名	地区名	(新規)	猪落海岸	猪落地区	(新規)	針浜海岸	針浜地区	(新規)	浦宿海岸	浦宿地区	(新規)	大沢海岸	大沢地区
管理者	海岸名	地区名																														
宮城県	猪落海岸	猪落地区																														
宮城県	針浜海岸	針浜地区																														
宮城県	浦宿海岸	浦宿地区																														
宮城県	大沢海岸	大沢地区																														
(新規)	海岸名	地区名																														
(新規)	猪落海岸	猪落地区																														
(新規)	針浜海岸	針浜地区																														
(新規)	浦宿海岸	浦宿地区																														
(新規)	大沢海岸	大沢地区																														

頁	改 正 (新)				現 行 (旧)			
	<u>宮城県</u>	安住海岸	安住地区		<u>(新規)</u>	安住海岸	安住地区	
	<u>宮城県</u>	高白海岸	高白地区		<u>(新規)</u>	高白海岸	高白地区	
	<u>宮城県</u>	横浦海岸	横浦地区		<u>(新規)</u>	横浦海岸	横浦地区	
	<u>宮城県</u>	大石原海岸	大石原地区		<u>(新規)</u>	大石原海岸	大石原地区	
	<u>宮城県</u>	崎山海岸	女川港 (崎山地区)		<u>(新規)</u>	崎山海岸	女川港 (崎山地区)	
	<u>女川町</u>	指ヶ浜海岸	指ヶ浜地区		<u>(新規)</u>	指ヶ浜海岸	指ヶ浜地区	
	<u>女川町</u>	御前地区	御前海岸		<u>(新規)</u>	御前地区	御前海岸	
	<u>女川町</u>	竹浦海岸	竹浦地区		<u>(新規)</u>	竹浦海岸	竹浦地区	
	第3～第7 略				第3～第7 略			
9	第4節 略				第4節 略			
11	第5節 都市の防災対策  <u>企画課 建設課 町民生活課</u>				第5節 都市の防災対策  <u>建設課 町民生活課</u>			
	第1～第2 略				第1～第2 略			
	第3 土地区画整理事業の推進  町は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備を <u>検討</u> する。 略				第3 土地区画整理事業の推進  町は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備を <u>推進</u> する。 略			
	第4 都市公園施設  町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進 <u>_____</u> を図るとともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。				第4 都市公園施設  町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進 <u>及び配置とネットワーク化</u> を図るとともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。			
	第5 津波避難を考慮した都市施設の整備				第5 津波避難を考慮した都市施設の整備			
	町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設の <u>道路</u> 計画と連携した計画的整備や民間施設				<u>1 津波避難施設等の整備</u>  町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設の <u>都市</u> 計画と連携した計画的整備や民間施設			

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。 略	の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。 略
	(削除)	<u>2 特に配慮を用する施設の立地誘導</u> <u>町は、行政関連施設、要配慮者にかかる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。</u>
12	第6 臨海部の津波対策 町は、既往最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。 このため、 関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。	第6 臨海部の津波対策 町は、 <u>最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。</u> このため、 <u>臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。</u>
	第7 津波による漂流物対策の推進 町及び県は、港湾・漁港における防波堤の整備 <del>、船舶係留の徹底・強化、養殖いかだの係留強化、</del> <del>を図る。</del>	第7 津波による漂流物対策の推進 町及び県は、港湾・漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、貯木の囲い込み、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。
13	第6節 略	第6節 略
15	第7節 ライフライン施設等の予防対策	第7節 ライフライン施設等の予防対策
	第1～第3 略	第1～第3 略
16	第4 電力施設 1 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載） 本町に立地する原子力発電所の施設設備については、安全上の重要度に応じて耐震設計や耐浪化を行うとともに、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するよう要望していく。	第4 電力施設 1 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載） 本町に立地する原子力発電所の施設設備については、安全上の重要度に応じて耐震設計や耐浪化を行うとともに、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	2～7 略	2～7 略
17	第5 液化石油ガス施設  1 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号) 及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。  <u>町は、液化石油ガス販売事業者が実施する次の対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u>	第5 液化石油ガス施設  1 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号) 及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。  <u>町は、液化石油ガス販売事業者が実施する次の対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u>
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	<u>(削除)</u>	<u>2 (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。</u>  <u>また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。</u>
	<u>2</u> 県は、上記1____の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。	<u>3</u> 県は、上記1、 <u>2</u> の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。
18	<u>3</u> 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。	<u>4</u> 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。
	第6 電信・電話施設	第6～第8 略
	1 設備の災害予防  <u>NTT東日本株式会社 宮城事業部</u> は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように <u>平時</u> から非常用電源等の整備によ	1 設備の災害予防  <u>東日本電信電話㈱宮城支店</u> は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように <u>平常時</u> から非常用電源等の整備によ

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>り設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p><u>町は、NTT 東日本株式会社 宮城事業部が実施する設備の災害予防の取組について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>り設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p>
	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
	2~4 略	2~4 略
	第7~第8 略	第7~第8 略
20	第8節 危険物施設等の予防対策	第8節 危険物施設等の予防対策
	<p>第1 目的</p> <p><u>災害</u>時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、<u>消防機関の協力を得て</u>各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。</p> <p>また、<u>法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。</u></p>	<p>第1 目的</p> <p><u>震災</u>時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、_____は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。</p> <p>また、_____各危険物施設_____や 護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。</p>
	<p>第2 各施設の予防対策</p> <p>各施設管理者は、津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。</p> <p>また、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対</p>	<p>第2 各施設の予防対策</p> <p>各施設管理者は、津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。</p> <p>また、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>策等について検討を行う。</p> <p><u>町は、各施設管理者が行う予防対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>策等について検討を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	第3～第7 略	第3～第7 略
22	第9節 情報通信網の整備	第9節 情報通信網の整備
	第1 略	第1 略
	<p>第2 情報伝達ルートの多重化</p> <p>情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第2 情報伝達ルートの多重化」を準用する。</p>	<p>第2 情報伝達ルートの多重化</p> <p>情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第3 情報伝達ルートの多重化」を準用する。</p>
	<p>第3 防災広報無線等の整備拡充</p> <p><u>防災広報無線等の整備拡充は、「第3編 地震災害対策 第1章 第10節 第3 防災広報無線等の整備拡充」を準用する。</u></p>	<p>第3 防災広報無線等の整備拡充</p> <p><u>(略)</u></p>
	第4～第6 略	第4～第6 略
23	<p>第7 非常用電源の確保</p> <p>町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保<u>を図る</u>。</p> <p>また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施との確な操作の徹底<u>を図るとともに</u>、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ津波により浸水する危険性が低い<u>などの堅固な場所に</u> 設置<u>する</u>。</p>	<p>第7 非常用電源の確保</p> <p>町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保<u>に努める</u>。</p> <p>また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施との確な操作の徹底_____、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ津波により浸水する危険性が低い _____ 堅固な場所<u>への設置等に努める</u>。</p>
	<p>第8 大容量データ処理への対応</p> <p>略</p> <p>なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所<u>に</u> 設置<u>する</u>。</p>	<p>第8 大容量データ処理への対応</p> <p>略</p> <p>なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所<u>への</u>設置<u>に努める</u>。</p>
24	第10節 略	第10節 略
25	第11節 防災拠点等の整備・充実	第11節 防災拠点等の整備・充実
	第1 略	第1 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第2 防災拠点の整備及び連携	第2 防災拠点の整備及び連携
	1 町は、県と連携して、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携 <u>を図る</u> 。	1 町は、県と連携して、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携 <u>に努める</u> 。
	2 町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保 <u>を図る</u> 。	2 町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保 <u>に努める</u> 。
	3 町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実 <u>を図る</u> 。	3 町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実 <u>に努める</u> 。
	4 防災関係機関は、災害対策を講 <u>ずる</u> 上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実 <u>を図る</u> 。	4 防災関係機関は、災害対策を講 <u>じる</u> 上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実 <u>に努める</u> 。
	第3～第6 略	第3～第6 略
27	第12節 相互応援体制の整備	第12節 相互応援体制の整備
	第1 略	第1 略
	第2 相互応援体制の整備	第2 相互応援体制の整備
	1～3 略	1～3 略
	<u>4 緊急消防援助隊の受入体制の整備</u>  <u>緊急消防援助隊の受入体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 4 緊急消防援助隊の受入体制の整備」を準用する。</u>	<u>(新規)</u>
	第3～第10 略	第3～第10 略
29	第13節～第14節 略	第13節～第14節 略
32	第15節 火災予防対策	第15節 火災予防対策
	第1 略	第1 略
	第2 地震による出火防止、火災予防の徹底	第2 地震による出火防止、火災予防の徹底
	1 防災教育の推進 <u>及び民間防火組織の育成</u>  防災教育の推進は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火	1 防災教育の推進  防災教育の推進は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	防止、火災予防の徹底 3 防災教育の推進 <u>及び民間防火組織の育成</u> 」を準用する。	防止、火災予防の徹底 3 防災教育の推進_____」を準用する。
	2～4 略	2～4 略
	第3～第5 略	第3～第5 略
33	<p>第6 消防計画の充実強化</p> <p><u>町は、適切かつ効果的な消防活動の万全を期するため、適宜、消防計画の見直しを行うなど火災予防について一層の充実を図る。</u></p> <p><u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動実施のため、町の防災担当部局と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u></p> <p><u>1 消防力等の整備及び点検</u></p> <p><u>2 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査</u></p> <p><u>3 消防団員の教育訓練</u></p> <p><u>4 査察その他の予防指導</u></p> <p><u>5 その他火災を予防するための措置</u></p>	<p>第6 消防計画の充実強化</p> <p>略</p>
	第7 略	第7 略
34	第16節 避難対策	第16節 避難対策
	第1～第4 略	第1～第4 略
36	第5 避難路等の整備	第5 避難路等の整備
	1～3 略	1～3 略
	4 避難誘導標識等の設置	4 避難誘導標識等の設置
	<p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>町は、指定した避難路について、<u>避難誘導標識等</u>を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な</p>	<p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>町は、指定した避難路について、<u>_____誘導標識等</u>を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	避難ができるような取組を行う。 <u>避難</u> 誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。	避難ができるような取組を行う。 <u>_____</u> 誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	5 略	5 略
37	第6 略	第6 略
	第7 避難行動要支援者の支援方策	第7 避難行動要支援者の支援方策
	1～4 略	1～4 略
38	5 外国人等への対応 <u>外国人等への対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支援者の支援方策 5 外国人等への対応」を準用する。</u>	5 外国人等への対応 <u>(略)</u>
	第8～第9 略	第8～第9 略
39	第10 津波避難計画の <u>策定</u>	第10 津波避難計画の <u>作成</u>
	1 町の対応  (1) 津波避難計画の <u>策定</u> 及び周知徹底  町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した津波避難計画を令和5年度に <u>策定</u> したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。  略	1 町の対応  (1) 津波避難計画の <u>作成</u> 及び周知徹底  町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した津波避難計画を令和5年度に <u>作成</u> したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。  略
	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
40	2 県及び防災関係機関の対応  (1) 津波浸水予測図の作成  県は、町の <u>津波</u> 避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュ	2 県及び防災関係機関の対応  (1) 津波浸水予測図の作成  県は、町の <u>_____</u> 避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュ

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	レーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町へ提供する。	レーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町へ提供する。
	(2) 略	(2) 略
42	3 略	3 略
	第11 略	第11 略
43	第17節 避難受入 <u>対策</u>	第17節 避難受入 <u>れ</u> 対策
	<p>第1 目的</p> <p>大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、<u>災害時</u>速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、<u>発災の際</u>速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>
	第2 避難所の確保	第2 避難所の確保
	<p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を受<u>入れ</u>、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>この場合、避難受入<u>施設</u>は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐え<u>得</u>る施設とする。</p>	<p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を受<u>け入れ</u>、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>位置や避難に当たっての方法を住民に周知する</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>この場合、避難受入<u>れ</u>施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐え<u>う</u>る施設とする。</p>
	2～8 略	2～8 略
44	第3 略	第3 略
	第4 避難所における <u>家庭</u> 動物の対策	第4 避難所における <u>愛護</u> 動物の対策

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	避難所における家庭動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における家庭動物の対策」を準用する。	避難所における愛護動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における愛護動物の対策」を準用する。
	第5～第8 略	第5～第8 略
46	第18節 略	第18節 略
47	第19節 ボランティアのコーディネート	第19節 ボランティアのコーディネート
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」を準用する。	第3 災害ボランティア活動の環境整備 _____ 災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3 災害ボランティア活動の環境整備 _____」を準用する。
	第4～第7 略	第4～第7 略
49	第20節～第21節 略	第20節～第21節 略
51	第22節 防災知識の普及	第22節 防災知識の普及
	第1 略	第1 略
	第2 防災知識の普及、徹底	第2 防災知識の普及、徹底
	1 略	1 略
	2 住民等への防災知識の普及	2 住民等への防災知識の普及
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
52	(3) 専門家の活用 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、津波災害に関する専門家の活用を図る _____。	(3) 専門家の活用 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、 _____ 津波災害に関する専門家の活用を図るものとする。
	(4) 普及・啓発の周知	(4) 普及・啓発の周知
	イ 略	イ 略
	ロ 住民等への普及・啓発事項 略 【住民等への普及・啓発を図る事項】	ロ 住民等への普及・啓発事項 略 【住民等への普及・啓発を図る事項】

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 略</li> <li>・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしないこと</li> <li>・ 略</li> </ul> <p>⑧～⑩</p> <p>⑪ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合にとるべき行動</li> <li>・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</li> <li>・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など</li> </ul> <p>⑫ 略</p>	<p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 略</li> <li>・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない</li> <li>・ 略</li> </ul> <p>⑧～⑩</p> <p>⑪ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合にとるべき行動</li> <li>・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</li> <li>・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など</li> </ul> <p>⑫ 略</p>
55	(5) 要配慮者及び観光客等への配慮	(5) 要配慮者及び観光客等への配慮
	<p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する</p>	<p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国語</u>パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違い等に十分配慮する</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<u>するよう努める。</u>	_____。
	口 略	口 略
	(6) ~ (8) 略	(6) ~ (8) 略
	3 ~ 6 略	3 ~ 6 略
57	第3～第5 略	第3～第5 略
58	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p><u>大規模災害は、発生頻度は低いものの、一度発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。</u></p>	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>_____ 東日本大震災 _____ の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。</p>
60	第23節～第25節 略	第23節～第25節 略
68	第26節 企業等の防災対策の推進	第26節 企業等の防災対策の推進
	第1 略	第1 略
	第2 企業等の役割	第2 企業等の役割
	1 企業等の活動	1 企業等の活動
	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
	(4) 町長への報告 <u>町長への報告は、「第3編 地震災害対策 第1章 第30節 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 (5) 町長への報告」を準用する。</u>	(4) 町長への報告 <u>(略)</u>
	2 略	2 略
69	第3 略	第3 略
70	第27節 津波監視体制、伝達体制の整備	第27節 津波監視体制、伝達体制の整備
	第1～第3 略	第1～第3 略
	第4 避難指示等の伝達体制の整備	第4 避難指示等の伝達体制の整備
	1 避難指示等の発令基準の設定	1 避難指示等の発令基準の設定

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>(1) 発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>挙げた</u>体制の構築に努める。</p>	<p>(1) 発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（_____令和3年5月____）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>あげた</u>体制の構築に努める。</p>
71	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
	2 略	2 略
72	<p>3 伝達内容の検討</p> <p>町は、津波警報等、避難指示等を_____周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した<u>とき</u>への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。</p>	<p>3 伝達内容の検討</p> <p>町は、津波警報等、避難指示等を<u>住民に</u>周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した<u>時</u>への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。</p>
	4～5 略	4～5 略
	第5 略	第5 略
73	第28節 略	第28節 略
	<b>第2章 災害応急対策</b>	
75	第1節 略	第1節 略
78	第2節 情報の取集・伝達	第2節 情報の取集・伝達
	第1～第3 略	第1～第3 略
80	第4 地震・津波情報	第4 地震・津波情報
	1 情報の種類	1 情報の種類

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																				
	(1) 略	(1) 略																				
81	(2) 津波情報	(2) 津波情報																				
	イ 津波情報の発表等 略  津波情報の種類と発表内容	イ 津波情報の発表等 略  津波情報の種類と発表内容																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報<sup>(注1)</sup></td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻<sup>(注2)</sup>や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td></tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td></tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表<sup>(注3)</sup></td></tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表<sup>(注4)</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>略  <u>・障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点は「欠測」と発表する。「欠測」の観測点ではデータが入手できていないものの津波が襲来している可能性がある、ということを念頭に、発表中の津波警報等に応じて適切に対応する。</u></p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報<sup>(注1)</sup></td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻<sup>(注2)</sup>や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表</td></tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td></tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表<sup>(注3)</sup></td></tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表<sup>(注4)</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>略  <u>(新規)</u></p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>																					
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>																					
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>																					
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(注4)</sup>																					
83	口 略	口 略																				
84	(3) 津波予測 略  津波予報の発表基準とその内容	(3) 津波予測 略  津波予報の発表基準とその内容																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき<sup>(注)</sup><u>（削除）</u></td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき<sup>(注)</sup><u>（削除）</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発</td></tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> <u>（削除）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> <u>（削除）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき<sup>(注)</sup><u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき<sup>(注)</sup><u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発</td></tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発				
発表基準	内容																					
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																					
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> <u>（削除）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> <u>（削除）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発																					
発表基準	内容																					
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																					
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り等に際しては十分な留意が必要である旨を発																					

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
		表			表	
	(4) 略			(4) 略		
	2～3 略			2～3 略		
85	第5 略			第5 略		
86	第6 通信・放送施設の確保			第6 通信・放送施設の確保		
	1 防災広報無線施設等			1 防災広報無線施設等		
	(1) 略			(1) 略		
	(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う <u>とともに、代替通信経路を確保する。</u>			(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う <u>_____。</u>		
	(3) 略			(3) 略		
	<u>(削除)</u>			<u>(4) 県防災行政無線は、県はじめ関係機関との重要な情報連絡手段であることから、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。</u>		
	第7～第8 略			第7～第8 略		
87	第3節～第10節 略			第3節～第10節 略		
99	第11節 相互応援活動			第11節 相互応援活動		
	第1 略			第1 略		
	第2 相互応援活動の実施			第2 相互応援活動の実施		
1	略			1 略		
	2 応援要請の実施 応援要請の実施は、「第3編地震災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 2 応援要請の実施_____」を準用する。			2 応援要請の実施 応援要請の実施は、「第3編地震災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 2 応援要請の実施 <u>基準</u> 」を準用する。		
	3 略			3 略		
100	第3～第9 略			第3～第9 略		
102	第12節 避難活動			第12節 避難活動		

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第1 略	第1 略
	第2 津波の警戒	第2 津波の警戒
	1～8 略	1～8 略
103	9 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、津波警報等が発表された場合、 <u>巡視</u> 船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を <u>あわせて</u> 示すことに配慮する。また、沿岸住民及び釣り客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。	9 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、津波警報等が発表された場合、 <u>_____</u> 船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を <u>併せて</u> 示すことに配慮する。また、沿岸住民及び釣り客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。
	第3 避難の指示等	第3 避難の指示等
	1 町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合、 <u>_____</u> 的確な避難指示等を速やかに発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。町は、避難指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。	1 町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合、 <u>速やかに</u> 的確な避難指示等を速やかに発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。町は、避難指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
	2～4 略	2～4 略
104	第4 避難の指示等の内容及び周知	第4 避難の指示等の内容及び周知
	1～2 略	1～2 略
	3 避難の措置と周知  避難 <u>の</u> 指示等 <u>_____</u> を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。  <u>なお、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。</u>	3 避難の措置と周知  避難 <u>_____</u> 指示等 <u>の発令</u> を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。  <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>
105	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	(4) 警察への協力要請	(4) 警察への協力要請

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	町は、町長が <u>発令する</u> 避難指示等について、警察、関係機関に対し必要な助言と協力を要請する。	町は、町長が <u>行う</u> 避難指示等について、警察、関係機関に対し必要な助言と協力を要請する。
107	第5 避難誘導	第5 避難誘導
	1～2 略	1～2 略
	<p>3 町は、消防職団員、水防団員、町職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。</p> <p>また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所<u>等</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>3 町は、消防職団員、水防団員、町職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。</p> <p>また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所<u>等</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>
	4～5 略	4～5 略
	6 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、 <u>巡視</u> 船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。	6 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、 <u>等</u> 船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。
	第6～第10 略	第6～第10 略
109	第13節～第17節 略	第13節～第17節 略
114	<p>第18節 <u>家庭</u>動物の収容対策</p> <p><u>家庭</u>動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 <u>家庭</u>動物の収容対策」を準用する。</p>	<p>第18節 <u>愛玩</u>動物の収容対策</p> <p><u>愛玩</u>動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 <u>愛玩</u>動物の収容対策」を準用する。</p>
115	第19節～第21節 略	第19節～第21節 略
119	第22節 災害廃棄物処理活動	第22節 災害廃棄物処理活動
	第1 略	第1 略
	第2 処理体制	第2 処理体制
	1 対策実施上の基本指針	1 対策実施上の基本指針
	(1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、 <u>生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な</u>	(1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、 <u>広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<u>処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。</u>	<u>検討に努める</u> 。
	(2)～(9) 略	(2)～(9) 略
	2～5 略	2～5 略
	第3～第6 略	第3～第6 略
123	第23節～第24節 略	第23節～第24節 略
127	第25節 公共土木施設等の応急対策	第25節 公共土木施設等の応急対策
	第1～第3 略	第1～第3 略
128	第4 海岸保全施設	第4 海岸保全施設
	1～2 略	1～2 略
	3 二次災害の防止対策 <u>漁港及び港湾管理者</u> は、現地調査等の結果から被害状況を把握し、必要な場合には町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。	3 二次災害の防止対策 <u>海岸管理者</u> は、現地調査等の結果から被害状況を把握し、必要な場合には町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。
	第5 略	第5 略
	<u>第6 砂防等関係施設</u> <u>砂防等関係施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第25節 第6 砂防等関係施設」を準用する。</u>	<u>(新規)</u>
	<u>第7 林道、治山施設</u> <u>林道、治山施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第25節 第7 林道、治山施設」を準用する。</u>	<u>(新規)</u>
129	第 <u>8</u> 略	第 <u>6</u> 略
	<u>第9 農地</u> 略 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。 _____ _____ また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、	<u>第7 農地</u> 略 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。 <u>土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。</u> また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。	排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。
	第10 都市公園施設 都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第10 都市公園施設」を準用する。	第8 都市公園施設 都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第8 都市公園施設」を準用する。
	第11 廃棄物処理施設	第9 廃棄物処理施設
	1～2 略	1～2 略
	3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。	3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
	4 略	4 略
130	第12 被災建築物、被災宅地に関する <u>応急</u> 危険度判定等の実施 被災建築物、被災宅地に関する危険度判定の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第12 被災建築物、被災宅地に関する <u>応急</u> 危険度判定等の実施」を準用する。	第10 被災建築物、被災宅地に関する____危険度判定等の実施 ____被災宅地に関する危険度判定の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第10 _____被災宅地に関する____危険度判定____の実施」を準用する。
131	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第26節 ライフライン施設等の応急復旧
	第1～第5 略	第1～第5 略
132	第6 電信・電話施設 電信・電話施設は、「 <u>第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第6 電信・電話施設</u> 」を準用する。	第6 電信・電話施設 電信・電話施設は、「 <u>第3編 地震災害対策 第2章 第26節 第6 電信・電話施設</u> 」を準用する。
	第7 略	第7 略
133	第27節 略	第27節 略
134	第28節 農林水産業の応急対策	第28節 農林水産業の応急対策
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 農業	第3 農業
	1 除塩・湛水対策 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は <u>災害復旧事業の主な事業主体となる町に対し、</u>	1 除塩・湛水対策 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は <u>當農再開に向けた除塩対策を講ずる</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。</u></p> <p><u>津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u></p>	<p><u>土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u></p>
	2～4 略	2～4 略
	第4～第5 略	第4～第5 略
136	第29節～第30節 略	第29節～第30節 略
	<b>第3章 災害復旧・復興対策</b>	<b>第3章 災害復旧・復興対策</b>
139	第1節～第8節 略	第1節～第8節 略